（案）

電 力 需 給 契 約 書

１　品　　名　　印旛沼流域下水道平戸ポンプ場で使用する電力

２　規　　格
(1)電 気 方 式　交流３相３線式
(2)標 準 電 圧　６，０００ ボルト
(3)標準周波数　　５０ ヘルツ
(4)そ　の　他　　仕様書に定める規格のとおり

３　単　　価　　別添電力需給契約単価表のとおり

４　納入場所　　八千代市島田字押出１，６３３番地の１
印旛沼流域下水道平戸ポンプ場

５　契約期間　　令和２年４月　１日から
令和３年３月３１日まで

６　契約保証金

上記電力を前記金額をもって購入するにつき、千葉県を甲とし、
を乙として、次のとおり需給契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　乙は、別紙仕様書に基づき甲の所有する印旛沼流域下水道平戸ポンプ場で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約単価）
第２条　契約単価は上記のとおりとする。
２　乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議のうえ価格を改定できる。

（契約の保証）
第３条　乙は、この契約の締結までに、予定使用電力量に電力量料金単価（税込）を乗じて得た額の合計に契約月数に契約電力と基本料金単価（税込）を乗じて得た金額を加算した額の10分の1以上の額を契約保証金として甲に納付しなければならない。
２　前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
３　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。
４　契約保証金には、利息を付さないものとする。
５　前第１項から第４項の規定にかかわらず、甲が千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則

第13号の2）第９９条第２項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

（債権譲渡の禁止）

第４条　乙は、本契約によって生じる権利または義務の全部もしくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度を利用するために、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第５条　乙は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（供給の保証）

第６条　乙が接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等により定める料金は乙が負担するものとする。

（使用電力量の増減）

第７条　甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第８条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と全11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が、500キロワット以上となるときは、甲乙協議の上、契約電力を変更する。

（計量及び検査）

第９条　計量は１月を単位とし、計量日は甲乙協議のうえ定めるものとする。乙は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定期間）

第10条　料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第11条　電気料金は、契約電力に基本料金単価（税込）を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に力率割引又は割増を行って算出した金額と当該月における使用電力量に電力量料金単価（税込）を乗じて得た金額を加算した額（以下「本体料金」という。）に、当該地域のみなし小売電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）とする。

２　前項の基本料金は契約基本料金単価に契約電力を乗じて算出するものとするが、当該月の力率が８５パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき基本料金を

１パーセント割引し、８５パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき基本料金を１パーセント割増しするものとする。

３　第１項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

４　乙は、第９条第１項に定めた検査終了後、本条第１項から第３項により算出した電力料金を、月毎に甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から３０日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

５　甲の責めに帰する理由により、甲が前項の約定期間内に料金を支払わない場合は、乙は、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を甲に請求することができる。ただし、その金額に百円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、その金額が百円未満である場合は全額を切り捨てるものとする。

（基本料金単価の改定）

第12条　当該地域のみなし小売電気事業者が、電気需給約款の変更等により、基本料金単価を改定することを公表した場合、甲又は乙は、甲又は乙に対し基本料金単価の改定のための協議を申し入れることができる。かかる申し入れがなされた場合、甲又は乙は誠実に協議を行うものとする。

２　前項の協議において、基本料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合には、甲又は乙は電力需給契約を解除することができる。

（電力量料金単価の改定）

第13条　当該地域のみなし小売電気事業者が、電気需給契約の変更等により、電力量料金単価を改定した場合（当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整分を電力量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む）、乙の供給する電力の電力量料金単価についても、当該地域のみなし小売電気事業者の料金改定期日と同一期日をもって、同様の改定を行うものとする。

２　前項における当該地域のみなし小売電気事業者の料金改定期日とは、改定された電気需給約款の実施日とする。

３　当該地域のみなし小売電気事業者が電力量料金単価を改定することを公表した場合には、乙は、甲に対し、速やかにその旨及び改定後の電力量料金単価を通知する。

（燃料費調整単価の改定）

第14条　当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整単価を新たに設定、改定または廃止した場合（当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整分を電力量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む）、乙が供給する電力の燃料費調整単価についても、当該地域のみなし小売電気事業者の燃料費調整の設定、改定または廃止と同一期日をもって、同一の内容の変更を行うこととする。

２　前項における当該地域のみなし小売電気事業者の燃料費調整の設定、改定または廃止の期日とは、燃料費調整の細目を規定した電気需給約款等の設定、改定または廃止の実施日とする。

３　当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整を設定、改定または廃止することを公表した場合には、乙は、甲に対し、速やかにその旨及び変更後の燃料費調整の内容を通知する。

（事情変更）

第15条　甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第16条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（臨機の措置）

第17条　乙は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

３　甲は、災害防止その他契約の履行上特に必要があると認められるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請求代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

（契約の解除）

第18条　次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。

（２）乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと甲が認めたとき。

（３）契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。

（５）乙の責めに帰すべき理由により、本契約の解除を申し出たとき。

（違 約 金）

第19条　前条の規定により本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に電力量料金単価（税込）を乗じて得た額に当該月から契約

期間の満了までの月数に契約電力と基本料金単価（税込）を乗じて得た金額を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

２　前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

３　乙は、本契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限内の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して、本契約の締結時点における千葉県財務規則第120条第1項に規定する違約金の率で計算した額（百円未満の端数があるとき又は百円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる）を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

（機密の保持）

第20条　乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

（協議）

第21条　本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（裁判管轄）

第22条　甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上の契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙双方の記名押印の上各自１通を所持する。

令和２年４月１日

甲　千葉市美浜区磯辺八丁目２４番１号
千葉県印旛沼下水道事務所
所　　長

乙